

第百十九号議案

東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都介護保険財政安定化基金条例（平成十二年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項を附則第八項とし、附則第三項の次に次の四項を加える。

（令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例）

4 令附則第二条の二第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「六で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十一年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

5 令附則第二条の二第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「九で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十四年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

（令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例）

6 令附則第二条の三第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「六で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十四年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

7 令附則第二条の三第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「九で」

と、「次の計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十七年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

#### （提案理由）

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第九十七号）の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の改正に伴い、貸付金の償還方法の特例を設ける必要がある。